

# グループホーム椿高野

## 指定認知症対応型通所介護事業 運営規程

### (事業の目的)

第1条 この運営規程は、医療法人伴帥会が設置するグループホーム椿高野(以下「事業所」という)が行う指定認知症対応型通所介護事業及び指定介護予防認知症対応型通所介護事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保する為の人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者、計画作成担当者、及び介護職員(以下「従業者」という。)が要介護状態(指定介護予防認知症対応型通所介護にあっては要支援状態)にある高齢者に対し、適切な指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護(以下「(介護予防)認知症対応型通所介護」という。)を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

- 第2条 指定認知症対応型通所介護の提供にあたっては、要介護状態であり、認知症である利用者(その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。)が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るよう、適切なサービスを提供する。
- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供にあたっては、要支援者であり認知症である利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活が営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって生活機能の維持または向上を目指すよう適切なサービスを提供する。
  - 3 事業の実施にあたっては、利用者一人ひとりの人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を営むことができるよう配慮して行う。
  - 4 事業の実施にあたっては、懇切丁寧に行うこととを旨とし、利用者または家族に対し、サービスの提供等について理解しやすいように説明を行う。
  - 5 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
  - 6 前各項の他、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)」及び「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防の為の効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号)」に定める内容を遵守し、事業を実施する。
  - 7 利用者の人権の擁護、虐待の防止等の為、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

- (1) 名称 グループホーム椿高野
- (2) 所在地 雲仙市愛野町乙2314番地5

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者…1名(常勤職員)  
管理者は、事業を代表し、従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 計画作成担当者…2名(常勤職員)  
計画作成担当者は、利用者またはその家族の必要な相談に応じるとともに、必要な助言や援助等を行う。また、居宅介護支援事業所等他の機関との連携、調整等を行う。
- (3) 介護職員…12名以上(常勤職員)  
介護職員は、指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護計画(以下「認知症対応型通所介護計画」という)に基づき、サービスの提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- |                  |  |
|------------------|--|
| 1 営業日            | 毎週月曜日から日曜日までとする。<br>ただし、12月30日から1月3日までを除く。   |
| 2 営業時間           | 午前8時00分から午後6時00分までとする。                       |
| 3 サービス提供時間(送迎除く) | 午前9時00分から午後5時00分までとする。                       |
| 4 延長サービス可能時間帯    | 提供前:午前8時00分から午前9時00分<br>提供後:午後5時00分から午後6時00分 |

(利用定員)

第6条 (介護予防)認知症対応型通所介護の利用定員は、合計3名とする。

(介護内容)

第7条 (介護予防)認知症対応型通所介護の内容は次の通りとする。

- ① 健康チェック
- ② 日常生活動作の機能訓練
- ③ 食事の提供
- ④ 入浴の支援
- ⑤ 排泄の支援
- ⑥ 送迎

(認知症対応型通所介護計画)

第8条 (介護予防)認知症対応型通所介護の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、機能訓練等の目標、当該目標を達成する為の具体的なサービスの内容等記載した認知症対応型通

- 所介護計画を個別に作成する。
- 2 認知症対応型通所介護計画の作成にあたっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成する。
  - 3 認知症対応型通所介護計画の作成にあたっては、その内容について利用者またはその家族に対して説明し、利用者の同意を得る。
  - 4 認知症対応型通所介護計画を作成した際には、当該認知症対応型通所介護計画を利用者に交付する。
  - 5 認知症対応型通所介護計画の目標及び内容については、利用者またはその家族に説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行い記録する。

(利用料)

- 第9条 事業所が提供する(介護予防)認知症対応型通所介護の利用料は介護報酬の告示上の額とし、法定代理受領サービスである時は、各利用者の負担割合に応じた額とする。なお、法定代理受領以外の利用料については介護報酬の告示の額とする。
- 2 次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。
    - (1) 食費は、昼食代500円を徴収する。
    - (2) おむつ代は、実費を徴収する。
    - (3) 前各号に掲げるものの他、認知症対応型通所介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者が負担することが適當と認められる費用につき、実費を徴収する。
  - 3 前各項の利用等の支払いを受けた時は、利用料とその他の費用(個別の費用毎に区分)について記載した領収書を交付する。
  - 4 (介護予防)認知症対応型通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ利用者またはその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けるものとする。
  - 5 費用を変更する場合には、あらかじめ前項と同様に利用者またはその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。
  - 6 法定代理受領サービスに該当しない(介護予防)認知症対応型通所介護に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した(介護予防)認知症対応型通所介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(通常の事業の実施地域)

- 第10条 通常の事業の実施地域は、雲仙市の区域とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

- 第11条 利用者は(介護予防)認知症対応型通所介護サービスの提供を受ける際には医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を通所介護事業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。
- 2 (介護予防)認知症対応型通所介護の対象は、要介護状態(指定介護予防認知症対応型通所介護にあっては要支援状態)であって認知症の状態にあるもので、次のいずれかに

該当する者は対象から除かれる。

- (1) 認知症に伴う著しい精神症状を伴う場合。
- (2) 認知症に伴う著しい異常行動がある場合。
- (3) 認知症の原因となる疾患が急性の状態にある場合。

(緊急時等における対応方法)

第12条 (介護予防)認知症対応型通所介護の提供を行っている時に利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医等に連絡する等の必要な措置を講じる。

- 2 利用者に対する(介護予防)認知症対応型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村等、当該利用者の家族等、当該利用者に係る居宅介護支援事業所、居宅介護予防支援事業所等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。
- 3 利用者に対する(介護予防)認知症対応型通所介護の提供により事故が発生した場合は、その事故の状況及び事故に際して行った処置について記録する。
- 4 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発防止の対策を講じる。
- 5 利用者に対する(介護予防)認知症対応型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(非常災害対策)

第13条 (介護予防)認知症対応型通所介護の提供中に天災その他の災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。

- 2 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(衛生管理等)

第14条 利用者が使用する施設、食器その他の設備または飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講じると共に、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 感染症の発生及びまん延防止に関する取り組みを徹底するため、感染委員会を開催し、指針の整備、研修の実施、訓練の実施に取り組んでいく。

(苦情処理)

第15条 (介護予防)認知症対応型通所介護の提供に係る利用者またはその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応する為に、必要な措置を講じる。

- 2 (介護予防)認知症対応型通所介護の提供に係る利用者またはその家族からの苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
- 3 事業所は、苦情がサービスの質の向上に図る上で重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえてサービスの質の向上に向けた取り組みを行う。
- 4 事業所は、提供した(介護予防)認知症対応型通所介護に関し、介護保険法(以下「法」

という。)に基づき市町村等が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求め、または当該市町村等の職員からの質問もしくは照会に応じ、及び市町村等が行う調査に協力するとともに、市町村等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行う。

- 5 事業所は、提供した(介護予防)認知症対応型通所介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行う。

#### (個人情報の保護)

第16条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いの為のガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努める。

- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得る。

#### (秘密の保持)

第17条 従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。

- 2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させる為、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

#### (虐待防止に関する事項)

第18条 利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するために、虐待防止対策委員会を開催し、指針の整備、研修の実施に取り組み、これらを適切に実施するための担当者を配置する。

#### (身体拘束)

- 第19条 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束そのほかの利用者の行動を制限する行為は行わない。
- 2 身体拘束の適正化を図る為、身体拘束防止委員会を開催し、指針の整備、研修の実施に取り組んでいく。

#### (業務継続計画の策定等)

第20条 感染症や非常災害が発生した場合でも利用者が継続して介護サービスの提供を受けられるよう業務継続計画を策定し、必要な措置を講じる。

また、その計画に従い、必要な研修や訓練を実施するものとする。

#### (その他運営についての重要事項)

第21条 従業者等の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

- ① 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内
  - ② 経験に応じた研修 隨時
  - ③ 認知症介護に係る基礎的な研修 全ての介護従事者
- 2 事業所はこの事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備する。
- 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、管理者が定めるものとする。

#### 附 則

この規程は、平成24年12月1日から施行する。

令和元年5月25日改正

令和6年1月1日改正

令和6年10月15日改正